情報セキュリティ誓約書

（初回就業時・継続就業時）

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会
会長　　殿

令和　　年　　月　　日
氏名　　㊞

この度、私は一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会（以下、「当会」という。）での勤務を行うにあたり、事務局職員就業規程第６８条に基づき、以下の条項を遵守することを誓約いたします。

第１条　（遵守義務）

・情報セキュリティ管理に関する法令、当会の各種規程・ガイドライン等を遵守すること。
・退職することが決定した場合は、事務局職員就業規程（以下、「就業規程」という。）第 68 条第 3 項の規定に基づき、当会が定義する情報資産（以下、「情報資産」という。）の退職決定以降の利用について当会の指示に従うとともに、退職日までにすべての情報資産を当会に返却すること（印刷物、ＣＤ-ＲＯＭ、フラッシュメモリー等の磁気媒体、写真、冊子及びこれらの複製物等の情報資産が記載又は収納された物の返納も含む）。

第２条　（報告義務）

・情報セキュリティ管理に関する法令、当会の各種規程・ガイドライン等への違反、情報セキュリティ事象・インシデントなどの問題点を発見した場合、情報セキュリティ事象・インシデントの予兆を発見した場合、情報セキュリティについて改善すべき事項を発見した場合は、当会に報告すること。

第３条　（守秘義務）

・情報資産に係る情報について、当会の許可なく、如何なる方法をもってしても、開示、漏洩もしくは本会の業務目的以外で使用しないこと。
・業務に従事する場所、時刻を問わず、常に守秘義務を遵守すること。
・業務遂行上、第三者に対して負った守秘義務を遵守すること。
・当会退職後も、守秘義務を遵守すること。

第４条　（賠償責任）

・前各条項に違反して、情報資産を開示、漏洩もしくは使用した場合、法的な責任を負担するものであることを確認し、就業規程第５３条の規定に基づき損害を賠償すること。

以上